

## 暴力団関係者でないこと等に関する表明・確約書

小田原市商店街連合会

小田原城 北條六斎市実行委員会 宛

住所\_\_\_\_\_

団体名\_\_\_\_\_

- 1 私（当社）は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。
- ① 暴力団
  - ② 暴力団員
  - ③ その他前各号に準ずる者
- 2 私（当社）は、現在又は将来にわたって、前項に規定する者と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明・確約いたします。
- ① 前項に規定する者によって実質的に経営を支配される関係
  - ② 前項に規定する者を不当に利用する関係
  - ③ 前項に規定する者に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - ④ 前項に規定する者と知りながら、その者や家族に関する行事に出席し、自己や家族に関する行事に前項に規定する者を参加させるなど社会的に非難されるべき関係
- 3 私（当社）は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかの行為も行わないことを表明・確約いたします。
- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を越えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 4 私（当社）は、本契約に関連して締結する契約（以下「関連契約」という。）及び当該関連契約が下請又は委託の契約（以下「関連契約等」という。）であって、それが数次にわたる場合には、私（当社）が締結したものにかかわらず、その全てを含む契約の相手方との関係において、次の各号のいずれかの行為も行わないことを表明・確約いたします。
- ① 関連契約等の相手方が前第1項及び第2項に該当せず、将来においても前第1項から第3項までに該当しないこと。
  - ② 関連契約等の相手方が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除の措置をとること。
- 5 私（当社）は、関連契約等の相手方が暴力関係者から不当質求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は関連契約等の相手方をしてこれを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関へ通報の協力をすることを表明・確約いたします。
- 6 私（当社）は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切意義を申し立てず、また、賠償及び補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私（当社）の責任とすることを表明・確約いたします。

年 月 日

署名\_\_\_\_\_ 印

生年月日\_\_\_\_\_年 月 日

## 食品衛生管理に基づく標準作業確約書

小田原市商店街連合会

小田原城 北條六斎市実行委員会 宛

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

近年、O-157やサルモネラ菌等による食中毒の発生が大きく報道されており、社会問題の1つとして取り上げられています。このような、食べ物による食中毒や感染症の防止する目的で下記事項の徹底を行います。

- ① 二次汚染の防止のための手洗い。(使い捨て手袋を使用する場合にも以下同じ。)
  - ・ 作業開始前及び用便後
  - ・ 食品に直接触れる作業にあたる直前
  - ・ 生の食肉類、魚介類、卵殻等微生物の汚染源となるおそれのある食品に触れた後、他の食品や器具等に触れる場合
- ② 下痢、発熱などの症状等で体調が悪い方及び手指や顔面に化膿創のある方は調理をしないでください。
- ③ 原材料受入れ及び下処理段階における管理を徹底すること。
- ④ 加熱調理後の食品については、中心部まで十分に加熱し、食中毒菌等（ウイルスを含む。以下同じ。）を死滅させること。
- ⑤ 加熱処理後の食品及び非加熱処理食品の二次汚染防止を徹底すること。
- ⑥ 食中毒菌が付着した場合に菌の増殖を防ぐため、原材料及び調理後の食品の温度管理を徹底すること。
- ⑦ 着用する外衣、帽子は毎日専用で清潔のものに交換。必要に応じて帽子及びマスクを着用すること。
- ⑧ 便所には、調理作業時に着用する外衣、帽子、履き物のまま入らない。
- ⑨ 調理、点検に従事しない者が、やむを得ず、調理施設に立ち入る場合には、専用の清潔な帽子、外衣及び履き物を着用。

上記以外にも取り扱い品目に関しては、各店舗十分注意して出店・販売を行います。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印